

アリアンツ火災海上の現状

2006年3月期

Allianz 2006

目 次

I. 会社の概況及び組織	
1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念	3
2. 会社の沿革	4
3. 株主・株式の状況	5
4. 経営の組織	6
5. 役員の状況	7
II. 主要な業務の内容	
1. 主な取扱い商品	8
2. 事業の内容	11
3. 損害保険のしくみ	11
4. 約款	12
5. 保険料	13
6. 保険金のお支払	14
7. 保険募集	15
III. 主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度(平成17年度)における事業の概略	17
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	20
3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等	21
4. 責任準備金の残高の内訳	32
IV. 保険会社の運営	
1. リスク管理の体制	33
2. 法令遵守(コンプライアンス)体制	34
3. 利用者の満足度の向上	35
4. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	35
V. 直近の2事業年度における財産の状況	
1. 計算書類	38
2. リスク管理債権	43
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	43
4. ソルベンシー・マージン比率	44
5. 時価情報等	45
VI. VIII. 保険会社及びその子会社等について	46

ごあいさつ

株主・お客様各位

皆様のお手元に、「アリアンツ火災海上の現状」をお届けいたします。ここに2005年度(2006年3月期)の当社の財務内容および事業概況が説明されております。

当社経営陣は、財務諸表で報告される会社業績のみならず、あらゆる面で当社が健全でなければならないと考えておりますことに、皆様のご理解を賜りたいと存じます。私どもは全てのステークホルダーの利益のために必要不可欠と信じることに注力し、それらを強化することに取り組んでおります。これら利害関係者の利益・関心はそれぞれに異なるため、全てを満足させることは容易ではありませんが、長期的視野に立って対応していきたいと考えております。

当社の株主であり持株会社でありますアリアンツAGは、グローバルな経営戦略を日本市場に向けて展開しようとしています。同時に、当社はその日本法人として、この戦略に沿いつつ当社の戦略目標を確立しその達成に向けて取り組んでおります。

当社は、従業員の利益を尊重し労働環境を整えるとともに雇用を確保し、また従業員個々の才能を活かして、大切なお客様のために貢献することができるよう努力しております。また、記載が後まわしになりましたが、当社は、日本マーケットからの期待に応えることによって、今後とも日本社会における一員として認知された存在でありたいと考えております。これらのことはまさに当社社員の関心事であり、経営陣・管理職一同のリーダーシップの発揮により実現可能となります。

2005年度は、2004年度に発生した自然災害に係る損害が一部ずれ込んで計上されましたが、結果的には年度末損害率としてはこの影響を吸収することができました。また、営業面では2004年末に実施した営業・業務部門の組織改革が功を奏し、効率的な営業を行えることになったことにより、営業業績の拡大、そして新規契約者の獲得と大きく成長することができました。

会社業績は、残念ながら今期は経常損失となりました。これは、保険引受収益は新規ビジネスの獲得もあって大きく増加したものの、成長によって獲得した保険料の多くは責任準備金に計上され、一方成長に要した経費は、今期の費用として計上されておりますことがその主たる原因であります。アリアンツグループの会計基準で見た場合は利益が出ておりますので、日本と国際的な会計基準の相違を改めて認識せざるを得ません。しかしながら、当社はこのような状況を慎重に分析の上、強い成長による一時的な負の影響にも拘らず成長を続けていくことが当社にとって最高の利益になることを確信しております。

最後になりますが、皆様からの日頃のご支援に心より感謝を申し上げますとともに、私どもが有する能力をご信頼いただき、今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。私どもも確信を持って、皆様のご期待に応えるべく努めてまいります。

アリアンツ火災海上保険株式会社
代表取締役社長
ヨアヒム・ヴェスリング

1. 会社の概況及び組織

1. 会社の概況及び組織

1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念

「3 plus 1 Strategy」 - これはアリアンツ・グループの経営戦略を示しています。

それは、「資本基盤の保全と強化」(Protect and enhance Capital Base) 「事業収益力の大幅な増進」(Substantially strengthen operating profitability) 「複雑さの削減」(Reduce Complexity) の3つの目標を達成することにより、第4の目標 (plus1) である「持続性のある競争力と企業価値の増大」(Increase sustainable competitiveness & Value) を達成しようとするものです。リーダーシップ・バリューを高め、グループの社員全員の個性と創造力をアリアンツ・グループの総合力と融合させ、これらの戦略目標を達成しようとしています。

アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念として、最も効率的な営業体制をもち、大きいポートフォリオをもって、革新的な商品を市場におくり出すことにより、最も収益性の高い企業となることをビジョンとしています。そのために、アリアンツ火災海上保険株式会社は、アリアンツ・グループの経営手法等を日本の市場環境に同化させながら、日本で最良の事業基盤を構築することを使命としています。

アリアンツ火災海上保険株式会社は、常に、質の高い専門的なサービスでお客様のご期待に応えられるよう最善を尽くします。また、ビジネスの基本原則とコンプライアンスを遵守し、お客様はもとより、株主、社員の利益を尊重いたします。

今日の金融ビジネスの急速な変化の中、お客様からの新しいニーズに応え、常にサービスの改善と新商品の開発を行い、アリアンツ・グループが100年をかけて築き上げた信頼と経験、そしてグローバルなネットワークを駆使して、お客様に安心をお届けいたします。

1. 会社の概況及び組織

2. 会社の沿革

アリアンツ・グループについて

アリアンツ・グループは、1890年にドイツのベルリンに設立されました。以来、世界中の基幹産業や様々な巨大公共事業の保険を引き受け、高い評価をいただいております。

現在、約70ヶ国にネットワークをはりめぐらし、従業員総数は17万人を数え、損害保険のみならず生命保険、リスクマネージメント、資産運用等お客様にグローバルなサポート、専門知識を提供いたしております。アリアンツ・グループは、ドレスナー銀行との統合により、総合金融サービスプロバイダーというコンセプトの現実化、発展に向け努めております。

2005年度のグループ全体の収入は、対前期比2.2%増加し、977億ユーロ(約13.7兆円)となり、純利益は、対前期比99.2%増、43億ユーロ(約6,013億円)となっております。

日本におけるアリアンツ

1990年に「アリアンツ火災海上保険株式会社」(Allianz Fire and Marine Insurance Japan Ltd.)が設立されました。当初、在日ドイツ企業を始めとする多国籍企業を主な顧客として営業を開始しました。

1999年にはアリアンツ・グループがA.G.F.(Assurances Générales de France)の過半数の株式を取得したことに伴い、A.G.F.東京支店の事業を統合しました。

アリアンツ火災海上保険株式会社の2005年度正味収入保険料は28億5千3百万円、同年度末での総資産は50億3百万円となっております。

日本における沿革・資本金の推移

1990年11月16日	資本金20億円で東京都港区に会社設立
1990年12月14日	日本における営業免許を取得
1991年 4月 1日	在日ドイツ系企業を中心に営業開始
1993年 4月 1日	関西支店開設 マイカル・グループと提携
1995年 9月29日	資本金を5億円増資し、25億円とする
1999年 4月 1日	アシュアランス・ジェネラル・ド・フランス東京支店(A.G.F.東京支店) より包括移転を受ける(取引信用保険を除く)
2000年 3月27日	資本金を10億円増資し、35億円とする

1. 会社の概況及び組織

店舗所在地

本社 東京都港区芝4-1-23 三田 NNビル 4階
TEL:03-5442-6500 (大代表)

関西支店 大阪府中央区平野町4-2-16 日鉄御堂筋ビル 4階
TEL:06-6208-2500

3. 株主・株式の状況 (2006年4月1日現在)

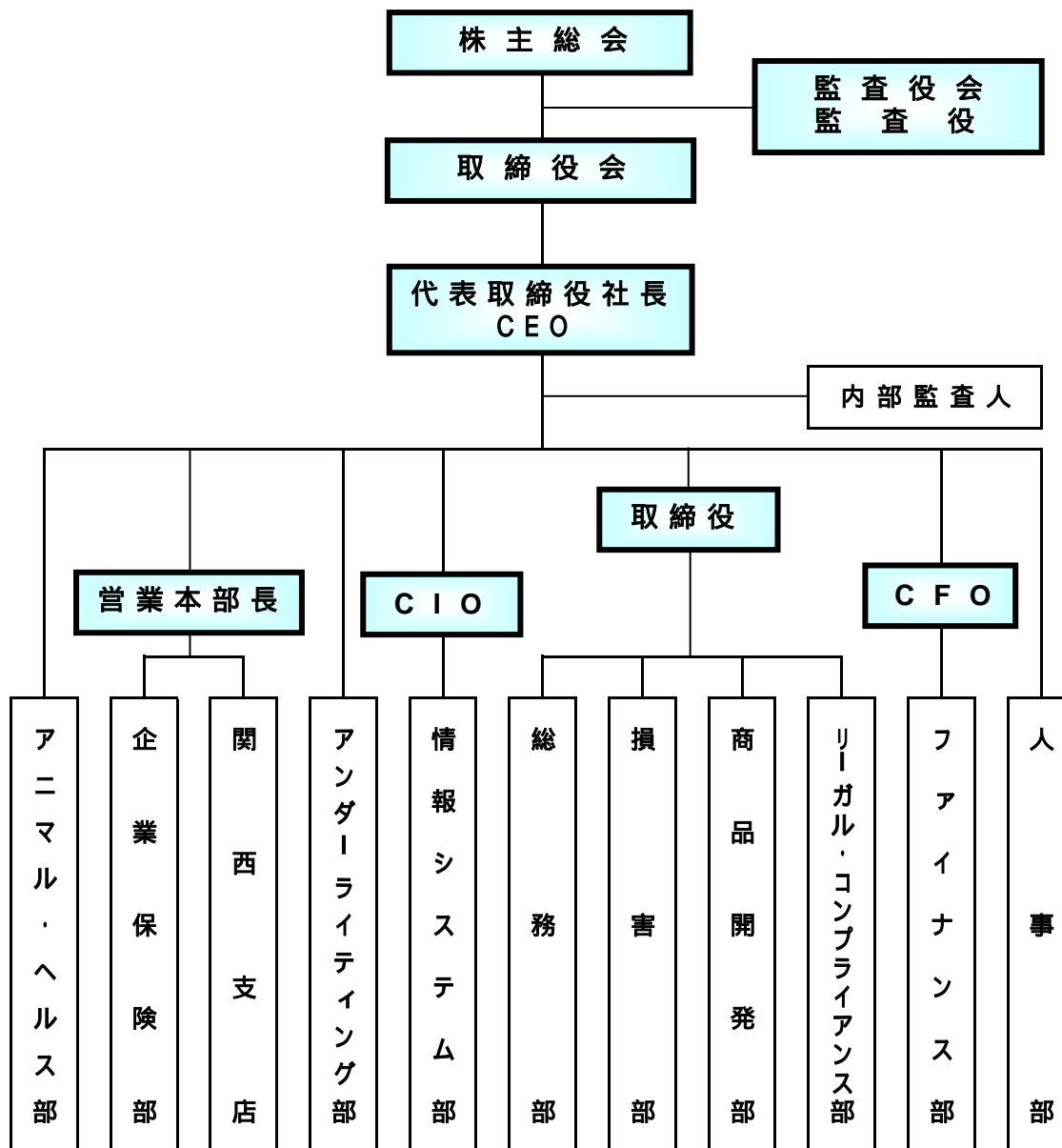
発行済株式総数 70,000 株

株主名 アリアンツ・アジア-パシフィック・アンド・アフリカ・ゲーエムベーハー
(本社: ドイツ・ミュンヘン)

所有株式数 : 70,000 株 (100%)

4. 経営の組織

本社・支店機構（含む営業機構） 2006年7月1日現在



I. 会社の概況及び組織

5. 役員 の 状 況 (2006年7月1日現在)

役職・職名	氏名 (生年月日)	略 歴
代表取締役会長 (非常勤)	ハイツ・ドルベルク (1949年1月29日生)	1978年 アリアンツ生命保険会社入社 1994年 6月 当社取締役 1997年 6月 当社代表取締役会長
代表取締役社長 CEO	ヨアヒム・ヴェスリング (1965年8月19日生)	1982年 アリアンツ保険株式会社ドイツ入社 2004年 2月 当社取締役 2004年 4月 当社代表取締役社長
取締役	中本 久和 (1948年7月9日生)	2004年 8月 当社入社 2006年 2月 当社取締役
取締役 (非常勤)	椿 康雄 (1954年3月11日生)	1990年11月 当社監査役 2000年 6月 当社取締役
取締役 (非常勤)	ドン・トリ・グエン (1953年6月28日生)	2000年 5月 アリアンツ・インシュランス・マネージメント・ アジア地区 ジェネラル・マネージャー 2004年 4月 当社取締役
監査役 (常勤)	景山 洋男 (1940年8月16日生)	1995年 6月 当社入社 2001年 4月 当社監査役
監査役 (非常勤)	前島 裕人 (1973年10月1日生)	2004年 2月 当社監査役
監査役 (非常勤)	渡邊 由紀 (1971年12月20日生)	2006年 2月 当社監査役

II. 主要な業務の内容

II. 主要な業務の内容

1. 主な取扱い商品 (2006年4月1日現在)

当社は東京本社、関西支店(大阪)及び代理店を通じて保険商品の販売・引受を行っています。主な商品は下記のとおりです。

(1) 企業向け商品

ビジネスの保険

企業をとりまく様々のリスクを取り除きます。

店舗総合保険	事務所店舗・店舗兼住宅などの建物とその什器・備品などを対象とし、普通火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出家財の損害など幅広く補償する保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの火災などにより生じた損害を補償する保険です。
店舗休業保険	店舗・事務所の火災、落雷、爆発などによる業務休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
利益保険	店舗・事務所・工場・倉庫などの火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
普通傷害保険 (「就業中のみ担保特約」付帯)	普通傷害保険に「就業中のみ担保特約」を付帯して、企業・団体などが契約者となり、その従業員などを被保険者として、職場内および通勤途上などにおける傷害について保険金をお支払いする保険です。 * 2004年7月より、下記特約条項の認可を取得し販売しています。 包括契約に関する特約条項(給与額の倍数による保険金額設定用) 保険金額を従業員の給与額の倍数によって設定することのできる特約
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険です。
コンピュータ総合保険	コンピュータシステムを総合的に補償する保険です。
盗難保険	特定の建物内に収容されている商品や什器・備品などの動産の盗難による損害を補償する保険です。
ガラス保険	建物などのガラスの偶然な事故による破損を補償する保険です。
機械保険	機械設備・装置を対象とし、従業員の誤操作、保守管理の不良による事故、電氣的事故のほか、物の落下・衝突などの偶発的な事故によって被った損害を補償する保険です。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物などの据付け・組立工事において偶発的な事故により、工事の目的物・工所用材料などに生じた損害を補償します。

II. 主要な業務の内容

<p>賠償責任保険</p>	<p>偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険で、施設所有(管理)者・請負業者・生産物など各種賠償責任保険があります。</p> <p>* 2002年7月より、日本損害保険代理業協会の会員向けに「保険募集人賠償責任保険」の販売を開始しました。</p> <p>この商品は、損害保険代理店または生命保険募集人がその業務に係る行為に起因して損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。</p> <p>* 2003年1月より、「専門職業賠償責任保険」の取扱いを始めました。</p> <p>この商品は、公的資格を必要としない専門職業に係る賠償責任を補償する保険です。</p> <p>* 2004年9月より、下記特約条項の認可を取得し販売しています。</p> <p>包括契約に関する特約条項</p> <p>企業・団体などが契約者となり、その従業員などを被保険者として個人賠償責任保険特別約款を付帯した場合に、従業員などの入退社に伴う異動処理の煩雑さを解消し、付保漏れなどを防止できるようにした商品です。</p>
<p>労働災害総合保険</p>	<p>従業員が業務上災害を被ったとき政府労災保険の給付で足りない部分を補償する労災保険の上乗せ保険です。</p>
<p>企業財産総合保険</p>	<p>* 2003年6月より、認可を取得し販売しています。</p> <p>この商品は、企業所有の建物や動産の損害を補償するとともに、損害を受けたことによって営業が休止または阻害されたために生じた利益喪失など事業活動で直面するリスクを総合的にカバーし、補償するオールリスクタイプの総合保険です。</p>
<p>建設工事保険</p>	<p>工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険です。</p>
<p>貨物海上保険</p>	<p>海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険です。</p>
<p>運送保険</p>	<p>陸上(河川湖沼を含む)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険です。</p>
<p>船舶保険</p>	<p>船舶の海上危険によって被った損害を補償する保険です。</p>
<p>費用・利益保険</p>	<p>* 2003年12月より、当社独自商品として、感染症対応費用保険「SARS 対応臨時特別費用特約」(SARS 対応臨時特別費用保険)を販売しています。</p> <p>この商品は、法令に基づく関係行政当局の該当被保険企業への SARS 対応処理により、事業活動が休止・阻害されたとき、復旧・事業継続のための臨時特別費用の実支出の損害に対して、保険金が支払われます。</p>

II. 主要な業務の内容

(2) 個人向け商品

住まいの保険

個人の大切な財産を守ります。

住宅火災保険	住宅専用の建物とそこに収容される家財の火災などにより生じた損害を補償する保険です。
住宅総合保険	住宅火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水濡れによって生じた損害、持出家財の損害など幅広く補償する保険です。
地震保険	各種火災保険にセットして、地震によって住宅・家財に生じた損害を補償する保険です。

傷害保険

健康で安心な生活を応援します。

普通傷害保険	傷害保険の中で、補償する危険の範囲が最も広く、国内・国外を問わず家庭内・職場内・レジャー中・通勤途上・旅行中など日常生活における傷害について保険金をお支払いします。また、特約をセットすることにより、日常生活の中で、被保険者(保険の対象となる方)またはその家族が負担する法律上の賠償責任に対して保険金をお支払いします。
交通事故傷害保険	交通事故に起因する傷害を補償する保険で、お支払いする保険金の種類は普通傷害保険と同じです。 * 2002年12月より、当社独自商品として、普通傷害保険に続き、下記3特約条項の認可を取得し販売しています。 1. 「重度後遺障害保険金に関する特約」 交通事故で後遺障害が生じ、その程度が50%以上の重度後遺障害となった場合に、毎月一定額を生涯にわたりお支払いします。 2. 「死亡・後遺障害保険金に関する特約」 死亡保険金と後遺障害保険金額を別々の金額で柔軟に設定する事ができ、お客様のニーズに合わせ自由に設定できます。 3. 「整形治療費用担保特約」 交通事故による顔や手などの傷跡を目立たなくする整形治療費用や前歯の欠損治療を、1回の事故につき保険金額を限度に補償します。

ペット保険

大切なペットのために。

ペット保険	ペット(犬及び猫)がケガや病気の際、獣医師の治療を受けたことにより生じた費用をお支払する保険です。 また、ペットにより生じた他人への賠償責任に対しても保険金をお支払します。
-------	---

II. 主要な業務の内容

2. 事業の内容 (2006年4月1日現在)

損害保険事業

- **保険の引受:** 当社は、次の各種保険の引受けを行っています。
(1)火災保険 (2)海上保険 (3)運送保険 (4)傷害保険 (5)自動車保険 (6)賠償責任保
(7)労働者災害補償責任保険 (8)機械保険 (9)建設工事保険 (10)動産総合保険
(11)盗難保険 (12)費用・利益保険 (13)ペット保険(14)その他の保険 (15)以上各種保険の
再保険
- **資産の運用:** 当社は保険料として収受した金銭の資産運用として、主に有価証券投資を行っています。
- 当社は、他の保険会社の保険業に係る業務の代理・代行業務を行っています。

3. 損害保険のしくみ

(1) 損害保険制度について

損害保険とは、偶然な一定の事故から生じる損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計的基礎(大数の法則といえます)によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことによって、万一事故発生により損害を被ったときに保険契約の約定内容と損害の程度に応じて、保険金を受けとることができるようにするしくみです。このように損害保険は、相互にリスクを分散することにより経済的補償が得られ、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与するという社会的役割を果たしています。

(2) 損害保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故(保険事故)によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその対価として保険料を支払うことを約束する契約です(商法第629条)。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有します。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき、保険証券または保険引受証を作成し契約者にお渡しします。

II. 主要な業務の内容

(3) 再保険契約について

再保険とは、引き受けたりスクが巨大なために1保険会社で負担することができない場合、保険金の支払責任を果たし、また事業の安定を図るため、国内外の他の保険会社に一部分を引き受けてもらうことにより、リスクの分散化と、平均化を図る保険会社間の契約です。

4. 約款

(1) 約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、その内容を具体的に目に見えるようにし、契約の約束事を記載したものが保険約款であり、保険会社が保険事業の監督者である金融庁の認可を受けるか届出を行っています。約款には、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特別約款」および「特約条項」とがあります。保険契約は、全てこうした約款に従って契約されます。

(2) 契約時の留意事項

申込書に記載された内容も契約内容としてご契約者・保険会社の双方を拘束します。従って、保険のご契約にあたっては、当社の社員又は代理店から普通保険約款、特別約款等の内容につき十分な説明を受け、申込記載内容をよく確認した上でご契約いただくことが大切です。当社では、主要種目のご契約内容についてご契約前に十分にご理解をいただくために、「重要事項説明書」を作成しています。

(3) 約款に関する情報提供方法

火災保険、自動車保険、傷害保険、地震保険などの各種目について必要に応じて約款とは別に、「ご契約のしおり」を作成し、契約募集時にこれをご契約者にご提供することにより、ご契約内容について誤解が生ずるのを防いでいます。「ご契約のしおり」などについては、保険契約内容に関する重要な事項(「告知義務」「通知義務」「免責条項」「保険金の支払方法」「失効・解約」「比例てん補」など)が記載されていますので、十分に目を通しご理解された上で、保険契約のお申し込みを行ってください。

II. 主要な業務の内容

5. 保険料

(1) 保険料のお支払・返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。保険期間開始後でも保険料領収前に事故が発生した場合、保険金はお支払いすることができません。また、保険期間中に危険の減少・増加などの変更が生じた場合は、保険料の返還または追徴を行う場合があります。保険期間の途中で契約が失効したり解除された場合には、約款に従って保険料の一部を返還いたしますが、既に保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

(2) 保険料率

当社が適用している保険料率には以下のものがあります。

- 当社で算出し、金融庁の認可を受けた、あるいは、届け出た保険料率。
- 損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁に届け出た基準料率。
- 上記損害保険料率算出機構が金融庁に届け出た純保険料率を基に、当社の付加保険料率を合算して算出し、金融庁の認可を受けた、あるいは、届け出た保険料率。

また、保険料は以下の部分から成り立っています。

純保険料：

保険金の支払に充てられる部分であり、過去の統計等を使用して大数の法則に基づく損害発生頻度と程度によって算出されます。(実際には将来の損害に対する補償を商品の内容としているので、保険料率算定時には原価が確定していないという特色があります。)

付加保険料：

保険事業を運営する為に必要な社費、代理店手数料などの経費及び適正利潤などをまかなうものです。

II. 主要な業務の内容

6. 保険金のお支払

保険会社が引き受けた保険契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れはおおむね次のようになっています。

1. 保険会社・代理店への事故通知

万一事故が発生した場合は、事故の態様に応じた緊急処置(負傷者の救護、警察署・消防署(火災)などへの通報等)を講じた後、直ちに当社または当社代理店まで事故発生の日時・場所・事故の概要などをご通知下さい。

2. 事故状況・損害額の調査

当社では、ご契約者、代理店から事故通知をお受けすると、担当者がご契約内容を確認し、被災物件や罹災現場の調査、また修理業者、病院等への照会などを行うことにより、保険金お支払の対象となる事故であるかどうかや、ご契約者(被保険者)側の賠償責任の有無や程度についての判断を行います。その際、事故の内容、損害の程度に応じて、損害調査のための資料の提出をお願いする場合があります。

3. 保険金請求書類の提出

保険金のお支払に必要な書類をご提出いただきます。

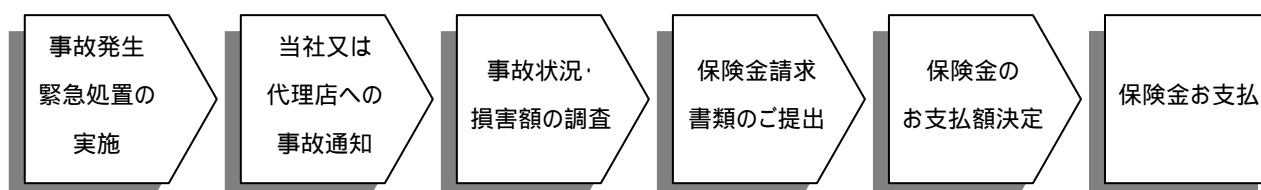
4. 保険金お支払額の決定

ご契約者、被害者、修理業者など関係者との折衝や、修理見積書・休業損害証明書・示談書等の損害額把握のための書類の審査を経て、お支払保険金が決定されます。

5. 保険金のお支払い

保険金のお支払に必要な書類をご提出いただきますと、上記4.で決定した保険金をお支払いします。

事故発生からお支払までの流れ



II. 主要な業務の内容

7. 保険募集

(1) 契約締結のしくみ

代理店による保険募集

代理店による保険募集においては、代理店は損害保険会社と「損害保険代理店委託契約」を締結し、この委託契約に基づき保険会社の代理人としてお客様と保険契約の締結、保険料の領収または返還等を行います。

契約の撤回、解除について - 「クーリングオフ制度」

保険期間が1年を超える保険契約の場合、契約の申込後であっても、一定の範囲内で契約の申込の撤回、解除を行うことができます。クーリングオフ説明書の受取日または保険契約の申込日のいずれか遅い日から8日を経過するまでの期間内に、保険会社に書面をもって通知する必要があります。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社と代理店委託契約を締結することにより、お客様との間で保険契約の締結、保険料の領収または返還、保険内容の変更・解除等の受付をすることを基本的な業務としています。また万一の事故の際には、保険金請求にあたり手続について援助するなどのサービスも日常業務としています。このように、代理店は損害保険の普及にあたり重要な役割を担っています。また、損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客様に様々な情報を提供し、個人の経済生活、企業の経済的安定に大きく貢献しています。

保険会社から委託される業務の例

- 保険契約の締結
- 保険料の領収または返還
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付(但し、クーリングオフの申し出は除きます。)
- 保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行・交付
- 保険契約の維持、管理

(3) 代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき主務官庁に登録することが義務づけられています。この登録を行って初めて代理店として保険契約の募集を行うことが可能となります。なお、登録事項に変更が発生したとき、代理店業務を廃止するときには届出を要し、さらに代理店の役職員として保険募集を行う人についても届出が必要です。

II. 主要な業務の内容

(4) 代理店教育

お客様であるご契約者に対して、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的とし、専門的な保険知識に関する教育、代理店としてのコンプライアンスに関する研修などを実施しています。

(5) 代理店数 (2006年4月1日現在)

店舗	代理店数
本社	113
関西支店	45

(6) 当社の勧誘方針

「金融商品販売等に関する法律」に基づき公表された当社の勧誘方針は、以下のとおりです。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客様にご理解いただけるような説明を行うよう、常に努力してまいります。
- お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けると共に、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力してまいります。
- お客様と直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合には、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客様にご理解いただけるよう常に努力してまいります。
- 万一事故が発生した場合におきましては、保険金の支払について迅速かつ確なお支払いができるよう、常に努力してまいります。
- お客様の様々なご意見の収集に努め、それを保険販売に反映していくように、常に努力してまいります。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度(平成17年度)における事業の概略

(1) 営業の経過及び成果

当年度のわが国の経済は、昨年度に引き続き企業収益が拡大し、設備投資の活発化や個人消費の増大を促し緩やかな回復で推移しました。

損害保険業界においては、各社の営業努力に加えてこのような景気回復を反映した企業や個人分野からの保険料収入の伸びが鮮明になり、さらに前年度に比較して自然災害の保険金支払いが大幅に減少する等、順調に推移しております。

こうした業界動向の中、当社は収益性のある持続的成長を目指し、当社の基盤ビジネスに集中してまいりました。その結果、財物保険、貨物海上保険分野および自動車保険において大きく成長することができました。一方、経費削減に努めたものの、受再手数料等の増加により事業費が増加しました。しかしながら、この手数料の増加は、新しいビジネスを獲得したことによるものであります。

当期における損益の状況は、以下の通りです。

保険引受収益が2,874百万円(前期比815百万円増)、資産運用収益が17百万円(同3百万円減)となり、経常収益は2,892百万円(同807百万円増)となりました。

他方、保険引受費用は2,316百万円(同960百万円増)、資産運用費用は33百万円(同33百万円増)となり、経常費用は3,199百万円(同1,086百万円増)となり、この結果、経常損失は306百万円(同278百万円増)、税引前当期純損失は308百万円(同279百万円増)となりました。

経常損失となった主要原因は、保険引受収益が前期に比べ39.6%増加したものの、保険引受費用が70.8%増加したため、そのバランスが前期比145百万円(20.6%)減少し、また、営業費及び一般管理費も、849百万円(前期比92百万円増)となり、保険引受利益が289百万円と、前期の52百万円から大きく減少したことにあります。また、資産運用に関しては、資産運用費用が前期比33百万円増の一方、利息及び配当金収入が3百万円減少した影響により、正味運用損が16百万円(前期正味運用益20百万円)となっていることがあ

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

げられます。

なお、特別損益の部では、価格変動準備金戻入額 1 百万円(前期比 1 百万円増)、不動産動産処分損 3 百万円(前期比 3 百万円増)となり、この結果、1 株当たり当期純損失 4,459 円 98 銭(前期 1 株当たり純損失 449 円 95 銭)となりました。

(2) 保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は、2,853 百万円であり、前期比 40.4%の増加となりました。

一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は、前期比 32.0%増の 899 百万円で、当期正味損害率は 32.3%と、2.5 ポイント低下しました。

また、正味事業費率は、49.7%(前年比 0.4 ポイント改善)に低下しました。

(3) 主な種目の状況

火災保険

正味収入保険料は、733 百万円と、前年度に比べ、4.7%の増収となりました。

正味損害率は、11.5 ポイント上昇し、50.8%となりました。

海上保険

正味収入保険料は、822 百万円と、前年度に比べ、42.6%の増収となりました。

正味損害率は、1.6 ポイント上昇し、37.1%となりました。

運送保険

正味収入保険料は、6 百万円となりました。

正味損害率は、17.3%となりました。

傷害保険

正味収入保険料は、39 百万円と、前年度に比べ、18.0%の減収となりました。

正味損害率は、27.2 ポイント低下し、16.9%となりました。

自動車保険

正味収入保険料は、617 百万円と、前年度に比べ、1,783.1%の飛躍的な増収となりました。

正味損害率は、42.6 ポイント低下し、13.4%となりました。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

その他の保険

その他の保険は、賠償責任保険、労働者災害補償責任保険、建設工事保険、動産総合保険などが主なものであります。正味収入保険料は、634 百万円と、前年度に比べ、1.3%の減収となりました。また、正味損害率は、1.2 ポイント低下し、24.3%となりました。特に賠償責任保険につきましては、正味収入保険料が、227 百万円と前年度に比べ、16.4%の増収となり、正味損害率は 5.9 ポイント低下して、20.2%となりました。

(4) 運用の概況

将来の為替相場の変動により生じるリスクを回避するため、外貨建有価証券を売却しました。また、当期運用資産は、前期比 10.5%増加し、3,895 百万円となりました。

(5) 対処すべき課題

今後の経営課題として、更なる競争の激化が予想される損害保険業界において、保険契約者からより強固な信頼を獲得するべく、経営資源を投入していく所存です。事業費率の削減努力とともに、適正な引受態勢を維持しつつ収入保険料の拡大に向けて、日本市場において積極的に受け入れられる商品・サービスの開発に努めてまいります。平成 18 年 2 月に本邦で初めて認可を取得し、同年 4 月より販売を開始したペット保険もそのひとつと位置づけております。さらに、当社のリスクコントロールポリシーに基づき、リスクコミッティーにおいて、各種リスクに対する適切な管理に取り組んでまいります。また、平成 17 年 9 月に保険会社として初めてプライバシーマークを取得し、個人情報の適正管理を推進しております。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	平成13年度(末)	平成14年度(末)	平成15年度(末)	平成16年度(末)	平成17年度(末)
経常収益		1,690	1,844	1,952	2,085	2,892
経常利益/経常損失		333	292	150	27	306
当期純利益/当期純損失		330	304	133	31	308
資本金		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
発行済株式の総数(単位千株)		70	70	70	70	70
純資産額		1,094	772	833	810	549
総資産額		4,352	3,652	4,462	4,366	5,003
責任準備金残高		1,601	1,811	1,973	2,259	3,084
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		1,771	1,087	1,437	2,209	2,206
ソルベンシー・マージン比率(%)		558.5	410.7	417.4	694.8	623.0
配当性向(%)		—	—	—	—	—
従業員数(人)		47	41	45	41	48
正味収入保険料		1,400	1,729	1,824	2,032	2,853

(注)当社は積立型保険の販売をしていませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでいません。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標

正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		518	700	733
海上		529	576	822
自動車		37	32	617
傷害		88	48	39
賠償責任		194	195	227
動産総合		228	227	219
その他(運送を含む)		226	250	193
合計		1,824	2,032	2,853

(注)正味収入保険料は、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		1,025	1,767	1,887
海上		624	482	1,182
自動車		33	32	33
傷害		98	78	56
賠償責任		826	833	413
動産総合		521	390	359
その他(運送を含む)		183	149	203
合計		3,312	3,732	4,136

(注)元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

受再正味保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		1,276	1,154	1,490
海上		978	1,084	1,198
自動車		6	2	588
傷害		8	1	1
賠償責任		51	44	80
動産総合		1	9	8
その他(運送を含む)		401	389	191
合計		2,723	2,686	3,560

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

支払再保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		1,784	2,220	2,644
海上		1,073	989	1,558
自動車		2	2	4
傷害		18	31	17
賠償責任		682	682	266
動産総合		293	172	149
その他(運送を含む)		357	288	202
合計		4,211	4,386	4,842

(注)支払再保険料は、再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものです。

正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		123	271	369
海上		277	196	298
自動車		33	17	81
傷害		30	20	4
賠償責任		39	44	41
動産総合		11	73	61
その他(運送を含む)		68	57	43
合計		584	681	899

(注)正味支払保険金は、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものです。

元受正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		31	34	39
海上		82	67	236
自動車		25	13	17
傷害		32	16	5
賠償責任		102	137	88
動産総合		51	134	80
その他(運送を含む)		51	11	1
合計		275	415	466

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

受再正味支払保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	386	663	1,137
海上	1,827	595	584
自動車	7	3	64
傷害	4	4	0
賠償責任	24	29	29
動産総合	16	5	1
その他(運送を含む)	71	54	86
合計	2,338	1,355	1,905

回収再保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	294	426	808
海上	1,632	466	522
自動車	0	0	0
傷害	6	1	1
賠償責任	87	121	77
動産総合	46	66	20
その他(運送を含む)	55	7	42
合計	2,029	1,090	1,472

解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	93	61	74
海上	15	8	9
自動車	0	0	0
傷害	0	1	0
賠償責任	2	1	179
動産総合	10	6	12
その他(運送を含む)	72	158	18
合計	195	237	295

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計です。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

保険引受利益

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		119	34	75
海上		57	88	24
自動車		29	3	25
傷害		18	13	41
賠償責任		1	48	7
動産総合		9	92	51
その他(運送を含む)		81	161	65
合計		33	52	289

(注) 保険引受利益は、保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費および一般管理費を引き、その他収支を加算したものです。その他収支は、地震保険に係る運用益配分計算書等における法人税相当額です。

(2) 保険契約に関する指標

契約者配当金の額

該当事項はありません。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国内契約		-	90.9	85.8
海外契約		-	9.1	14.2

(注) 収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

未収再保険金

種目計		平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	年度開始時の未収再保険金	52	34	121
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	308	265	432
3	当該年度回収等	326	178	528
4	1+2-3 = 年度末の未収再保険金	34	121	25

(注) 地震に係る金額を除いております。

出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他
出再保険料における、格付毎の割合	99%	0	1%

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	35
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合	64%

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位: %)

年度	区分	火災	海上	自動車	傷害	賠償責任	動産総合	その他(運送を含む)
		平成17年度	正味損害率	50.7	37.0	13.4	16.9	20.1
	正味事業費率	42.4	33.6	46.5	172.0	64.9	34.3	131.0
	合算率	93.1	70.6	59.9	188.9	85.0	63.4	154.4

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費及びその合算率

(単位: %)

年度	区分	火災	海上	自動車	傷害	賠償責任	動産総合	その他(運送を含む)
		平成17年度	発生損害率	29.8	41.5	28.4	9.2	21.4
	事業費率	10.5	13.7	64.4	119.7	23.8	27.3	47.4
	合算率	40.3	55.2	92.8	128.9	45.2	58.1	57.4

(注) 1. 地震保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

(3) 経理に関する指標

支払備金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		167	189	149
海上		83	120	143
自動車		17	13	57
傷害		12	8	3
賠償責任		34	53	41
動産総合		23	0	0
その他(運送を含む)		69	121	92
合計		408	508	488

責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		801	968	1,135
海上		387	394	637
自動車		28	20	250
傷害		100	81	92
賠償責任		142	159	213
動産総合		267	274	406
その他(運送を含む)		246	379	351
合計		1,973	2,259	3,084

責任準備金積立水準

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	該当無し	該当無し	該当無し
	標準責任準備金対象外契約			
積立率				

(注) 1.積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2.保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3.積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

引当金

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度 期末残高	平成17年度 増加額	平成17年度 減少額	平成17年度 期末残高
一般貸倒引当金		—	—	—	—
個別貸倒引当金		0	—	0	—
特定海外債権引当勘定		—	—	—	—
退職給付引当金		62	13	14	61
賞与引当金		21	13	21	13
価額変動準備金		2	0	2	0
合計		86	27	38	75

貸付金償却

該当事項はありません。

資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度 期末残高	平成17年度 増加額	平成17年度 減少額	平成17年度 期末残高
資本金		3,500	—	—	3,500
うち既発行 株	普通株式	(70,000株)	—	—	(70,000株)
		3,500	—	—	3,500
	計	(70,000株)	—	—	(70,000株)
		3,500	—	—	3,500
資本準備金 及 その他資本剰余金	(資本準備金)	—	—	—	—
	株式払込剰余金	—	—	—	—
	計	—	—	—	—
利益準備金 及 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	55	—	—	55
	価格変動準備金	—	—	—	—
	計	55	—	—	55

(注)当年度末における自己株式数はゼロ株です。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ・ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した 取崩額 - 決算時取崩額 ・ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	21百万円 (注)増加する異常危険準備金取崩額 0百万円

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

(4) 資産の運用に関する指標

資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、収益性の向上を図るよう努めています。

資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	2,143	48.0	1,290	29.6	1,666	33.3
コールローン	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	1,437	32.2	2,209	50.6	2,206	44.1
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	29	0.7	25	0.6	22	0.5
運用資産計	3,611	80.9	3,526	80.8	3,895	77.9
総資産	4,462	100.0	4,366	100.0	5,003	100.0

利息配当金収入の額と運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	0	0.02	0	0.00	0	0.00
コールローン	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	17	1.93	19	0.98	16	0.71
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	-	-	-	-	-
小計	18	0.61	19	0.59	16	0.45
その他	0	-	0	-	0	-
合計	19	0.64	20	0.62	16	0.46

(注)利回りは、収入金額÷月平均運用額により算出しています。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

海外投融資残高および構成比・海外投融資利回り

(単位:百万円、%)

区分		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外貨建	外国公社債	337	52.8	326	65	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	337	52.8	326	65	—	—
円貨建	非居住者貸付	17	—	—	—	—	—
	外国公社債	301	47.2	605	35	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	円貨建資産計	301	47.2	605	35	—	—
合計		638	100.0	932	100.0	—	—
海外投融資利回り 運用資産利回り		2.50%		1.67%		—	

(注)「海外投融資利回り」における「運用資産利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(償却原価ベース)で除した比率です。

商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	10	0.7	10	0.5	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	706	49.1	1,114	50.4	1,193	54.1
株式	0	0.0	0	0.0	0	0
外国証券	638	44.4	932	42.2	788	35.7
その他の証券	82	5.8	152	6.9	223	10.1
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	1,437	100.0	2,209	100.0	100.0	100.0

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

保有有価証券利回り

(単位: %)

区分	年度		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国債	3.21	1.61	—
地方債	—	—	—
社債	0.75	0.43	0.54
株式	85.98	—	0.82
外国証券	2.50	1.67	0.93
その他の証券	—	—	0.54
貸付有価証券	—	—	—
合計	1.93	0.98	0.71

有価証券残存期間別残高(平成17年度)

(単位: 百万円)

区分	年度					
	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	302	595	295	—	—	1,193
株式	—	—	—	—	0	0
外国証券	—	692	96	—	—	788
その他の証券	—	—	—	—	223	223
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	302	1,287	391	—	224	2,206

業種別保有株式の額

(単位: 百万円、%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
金融保険業	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—
輸送用機器業	—	—	—	—	—	—
その他製造業	—	—	—	—	—	—
電気機器業	—	—	—	—	—	—
鉄鋼業	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—
その他	0	100.0	0	100.0	0	100.0
合計	0	100.0	0	100.0	0	100.0

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

担保別貸付金残高

該当事項はありません。

用途別の貸付金残高および構成比

該当事項はありません。

業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

不動産および動産明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
土地	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
建物	29	25	22
営業用	29	25	22
賃貸用	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
不動産計	29	25	22
営業用	29	25	22
賃貸用	—	—	—
動産	30	27	25
合計	59	53	47

(5) 特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません。

特別勘定資産

該当事項はありません。

特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位: 百万円)

種目 \ 内訳	平成16年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	590	378	—	968
海上	240	154	—	394
自動車	15	4	—	20
傷害	14	67	0	81
賠償責任	103	56	—	159
動産総合	171	102	—	274
その他(運送を含む)	164	195	—	359
合計	1,299	959	0	2,259

種目 \ 内訳	平成17年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	723	412	—	1,135
海上	454	182	—	637
自動車	225	24	—	250
傷害	25	67	0	92
賠償責任	138	75	—	213
動産総合	293	112	—	406
その他(運送を含む)	145	205	—	351
合計	2,003	1,080	0	3,084

契約者配当準備金

該当事項はありません。

IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するとともに、付随するリスクが多様化しています。これらのリスクは経営に大きな影響を与えるためリスクを把握し、適切にコントロールすることが極めて重要な経営課題となってきています。損害保険会社にとって、このようなリスクには、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」等があります。これらを正確に把握・管理し、「健全性の確保」「収益性の向上」とのバランスを図るため、当社では現在、リスク管理体制の拡充に取り組んでいます。

主なリスクの種類

保険引受リスク	保険の引受により生じる保険金支払リスク(巨大災害を含む)
資産運用リスク	為替、株式、債券相場での市場価格の変動により資産価値が減少するリスク
流動性リスク	必要なときに、適正な価格で、希望する量の取引が困難になる市場流動性リスクや資金繰りリスク
事務リスク	事務上のミスにより損害を被るリスク
システムリスク	システムの誤操作、不正使用等により損害を被るリスク

アリアンツグループのリスク管理部門では、グループ共通の保険分野におけるリスク管理「ミニマム・スタンダード」を策定しております。(Allianz Group Risk Management and Controlling Minimum Standard) もちろん、保険会社としてのビジネスリスクを果敢にとりますが、他方で株主や契約者の皆様、その他の利害関係を持つ多くの方々をお守りするための様々な方策や限度額を策定し、正しくリスク管理を行うことを旨としています。このミニマム・スタンダードはグループとしてのベストプラクティスや他社、監督官庁の基準や法律等を考慮して策定されたものです。このミニマム・スタンダードを受けて、日本においてもリスク・コントロール・ポリシー(Risk Control Policy)を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応策がとれるようにしております。

保険引受リスクについては、当社は一定の引受基準に基づき引受を行い、保有基準の厳格な適用と出再保険などの危険分散を行ってリスクを管理しています。資産運用リスク・流動性リスクについては、財務の健全性を確保するための組織的対応を行っています。特に、資産運用に関しては、その適切性と安全性を確保するため、グループ・チーフ・インベストメント・オフィサーの助言と共に、資産運用委員会による定期的な投資活動のレビューを行っています。事務リスクについては、事務処理ワークフロー・マニュアルの確立、事務ミス・不正の未然防止と効率的な事務処理体制の確立に努めています。システムリスクに関しては、特にアリアンツでは、

IV. 保険会社の運営

現在、グループ全体で次の2つのプログラムに取り組んでいます。「グループ情報セキュリティ・プログラム」では、グループ共通の情報セキュリティ・ポリシー及び各種情報セキュリティ・スタンダードに基づいて、情報セキュリティの改善・強化を図り、情報資産の適切な管理の実施に取り組んでいます。また、「グループ・ビジネス継続プログラム」においては、大地震等の自然災害やその他の緊急事態に際しても、当社の主要な業務とお客様へのサービスを迅速かつ確実に再開できるよう、必要な準備を行っています。

2. 法令遵守（コンプライアンス）体制

保険事業の本質は、極めて高い公共性にあります。当社は、法令を遵守することが社会の一員として当然であるだけでなく、保険事業の性質上不可欠なものであると認識しています。現在、日本の市場においては、規制撤廃・自由化が進展しています。このような中、自己責任原則・経営の透明性確保が時代の要請となってきました。

アリアンツグループでは、リスク管理とともにコンプライアンス体制の確立についても同様に重要課題と捉え態勢整備に努めております。当社においてもグループの定める方針・諸規定に基づき、グループコンプライアンス部門とも連携し、コンプライアンスを推進することにより、社会の期待に応え信頼を得るべく努めております。

具体的には、「コンプライアンス・プログラム」「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、更にコンプライアンス・オフィサーの任命、コンプライアンス担当部門の指定及び各部支店におけるコンプライアンス担当責任者を指名するなど、全社的なコンプライアンス推進体制を明確にしています。コンプライアンスに関しては、定期的・継続的な社員教育だけでなく、広く代理店にも当社独自の「代理店ニュース」によるコンプライアンス啓蒙活動を行っています。

個人情報保護については、2004年にプロジェクトを立ち上げ取り組んだ結果、従来以上にセキュリティの高い管理態勢を確立いたしました。更にその一環として、昨年9月には、保険業界で最初の「プライバシーマーク」取得保険会社として、財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマーク付与認定（認定番号：第A690009(01)号）を受けました。

さらに、独占禁止法対策やマネー・ローンダリング等、個別分野においても担当責任者を指名するなど、一層の啓蒙とコンプライアンス態勢づくりに努めています。こうしたコンプライアンスを含めた各部門の業務遂行状況（内部管理体制）について、その適切性・有効性・効率性を検証し、かつ、いっそうの改善を継続的に行うために、「内部監査規程」を定め、内部監査体制の充実に努めています。また、当社では、アリアンツグループオーデイト部門及び監査役の監査を受ける態勢となっており、コンプライアンス推進をより確実なものとしております。

IV. 保険会社の運営

3. 利用者の満足度の向上

当社では、お客様の満足度の向上を図るべく商品・サービスなどの改善に努めておりますが、平成17年度におきましては、以下のような対応をいたしました。

プライバシーマークの取得 : 平成17年4月1日より個人情報保護法が施行され、従来以上に適切な個人情報の管理が保険会社には求められることから、リスク管理、法令遵守の観点のみならずお客様満足度の向上の観点からも第三者の客観的な評価が必要と考え、前述のとおりプライバシーマークを取得しました。

ペット保険の開発・販売 : ペットの病気やケガに対して、人間と同様な治療を与えることを望む飼い主が増加している一方、高額な医療費が障害となり病院に連れて行くことをためらっている飼い主も少なくないといわれています。ペットオーナーの方々には大きな「安心」を提供すべき状況にあると当社は判断し、平成18年2月に本邦保険会社としては初めてペット保険の認可を取得し、同年4月より販売開始いたしました。

4. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

(1) 個人情報保護方針について

アリアツツ火災海上保険株式会社は、個人の尊厳を重んじ、個人情報保護に関する法令および社会秩序を遵守の上、次のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 当社は、個人情報の収集にあたり、収集目的を明らかにし、本人の明確な同意のうえで、適法かつ公正な手段によって収集します。また、個人情報の利用および提供は、本人が同意を与えた収集目的の範囲内で行います。
2. 当社は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示、訂正、削除等を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。
3. 当社は、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守できる委託先を選定し、その取り扱いについて管理・監督致します。
4. 当社は、当社が取り扱う個人情報を安全かつ正確に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防ならびに是正に努めます。
5. 当社は、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項(JIS Q15001)」、その他の個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払います。
6. 当社は、適切な個人情報の保護を維持するために、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの継続的改善を行います。
7. 当社は、上記およびその他の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置致します。

IV. 保険会社の運営

(2) お客様個人情報の取扱いについて

アリアンツ火災海上保険株式会社は、お客様からお預かりした個人情報を適切に保護することが弊社の重要な社会的責任であると認識し、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項(JIS Q15001)」その他の個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、以下のように会社として取り組んでおります。また、当社は、適切な個人情報保護を維持するために、こうした取組の継続的改善を行います。

情報の収集・利用目的について

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、必要な範囲でお客様に関する情報を収集させていただいております。これらの情報は、次の目的のために利用させていただきます。

- 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的
 - 申込に係る保険契約の引受の審査
 - 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
 - 当社が取り扱う当該契約以外の商品・サービス等の案内・提供
- 保険金請求時に取得する個人情報の利用目的
 - 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
 - 請求に係る保険金の支払
- その他、保険契約に関連・付随する業務

収集する情報の種類について

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、その他利用目的のために必要な情報を収集いたします。

情報の収集方法について

主に、保険申込時の契約申込書や保険金請求書等により収集します。また、商品の資料請求やアンケート実施の際に、電話、ハガキ、インターネット等で収集する場合があります。

情報の利用について

お客様の個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には、事前にお客様の同意をいただきます。ただし、法令により認められる場合には、この限りではありません。

情報の提供について

当社は、次のように法令により認められる場合を除いて、お客様の個人情報を外部に提供することはありません。

IV. 保険会社の運営

ん。

- お客様が同意されている場合
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、および再保険金の請求等に必要な場合
- 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- 法令により必要と判断される場合

契約等情報交換制度について

当社は、保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等の間で交換を実施することがあります。契約等情報交換制度の詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

情報の管理について

お客様の情報を正確で最新なものに維持するよう努めております。また、個人情報管理責任者を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等を防止するため、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止等の情報セキュリティ対策を講じています。

お客様からの情報の開示、訂正のご請求等について

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務の適正な実施に支障を来たす等特別な理由のない限り、ご依頼に対応させていただきます。具体的な手続きについては、「個人情報(個人データ)の開示等の請求の手続きについて」をご参照ください。また、個人情報の取扱い、安全管理に関するお客様からのご質問、苦情についても、適切に対応いたします。下記お問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

アリアンツ火災海上保険株式会社個人情報お客様窓口

電話番号：03 - 5442 - 6510

(受付時間9:00～17:00 土日、祝祭日を除きます。)

電子メール：privacy@allianz.co.jp

V. 直近の2事業年度における財産の状況

V. 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度		科目	年度	
	平成16年度末 平成17年3月31日現在	平成17年度末 平成18年3月31日現在		平成16年度末 平成17年3月31日現在	平成17年度末 平成18年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,292	1,668	保険契約準備金	2,767	3,573
現金	2	2	支払備金	508	488
預貯金	1,290	1,666	責任準備金	2,259	3,084
有価証券	2,209	2,206	その他負債	703	787
国債	10	—	共同保険借	14	81
社債	1,114	1,193	再保険借	76	67
株式	0	0	外国再保険借	521	572
外国証券	932	788	未払法人税等	8	13
その他の証券	152	223	未払金	14	43
不動産及び動産	53	47	仮受金	68	9
建物	25	22	退職給付引当金	62	61
動産	27	25	賞与引当金	21	13
その他資産	811	1,080	価格変動準備金	2	0
未収保険料	13	39	繰延税金負債	—	18
代理店貸	79	184	負債の部合計	3,556	4,454
共同保険貸	7	4	(資本の部)		
再保険貸	156	198	資本金	3,500	3,500
外国再保険貸	242	346	利益剰余金	2,670	2,982
未収金	—	—	任意積立金	55	55
未収収益	10	3	(価格変動準備金)	(55)	(55)
預託金	216	213	当期未処理損失	2,725	3,038
地震保険預託金	13	15	(当期純損失)	(31)	(312)
仮払金	16	21	株式等評価差額金	19	31
ソフトウェア	53	52	資本の部合計	810	549
金融派生商品	0	—	負債及び資本の部合計	4,366	5,003
貸倒引当金	0	—			
資産の部合計	4,366	5,003			

V. 直近の2事業年度における財産の状況

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科目		年度	平成16年度	平成17年度
			自平成16年4月1日至平成17年3月31日	自平成17年4月1日至平成18年3月31日
経 益 の 部	経常収益		2,085	2,892
	保険引受収益		2,059	2,874
	正味収入保険料		2,032	2,853
	積立保険料等運用益		0	0
	支払備金戻入額		—	19
	為替差益		0	1
	その他保険引受収益		26	—
	資産運用収益		20	17
	利息及び配当金収入		20	16
	有価証券売却益		—	0
	有価証券償還益		—	—
	積立保険料等運用益振替		0	0
	その他経常収益		5	0
	経常費用		2,113	3,199
	保険引受費用		1,356	2,316
	正味支払保険金		681	899
	損害調査費		26	22
	諸手数料及び集金費		263	570
	支払準備金繰入額		99	—
	責任準備金繰入額		285	824
為替差損		—	—	
資産運用費用		0	33	
有価証券売却損		—	26	
有価証券償還損		—	7	
金融派生商品費用		0	—	
為替差損		—	—	
営業費及び一般管理費		756	849	
その他経常費用		0	0	
その他の経常費用		0	0	
	経常利益/経常損失		27	306
特別	特別利益		—	1
損	価格変動準備金戻入額		—	1
益	特別損失		1	3
の	ソフトウェア償却費		0	3
部	価格変動準備金繰入額		0	—
	その他特別損失		—	0
	税引前当期純利益/当期純損失		29	308
	法人税及び住民税		2	3
	当期純利益/当期純損失		31	312
	前期繰越損失		2,694	2,725
	当期末処理損失		2,725	3,038

V. 直近の2事業年度における財産の状況

注記事項(平成17年度)

貸借対照表関係

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均に基づいております。
 その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法により行っております。
3. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
4. (1) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権、及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
 今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、ファイナンス部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリーガル・コンプライアンス部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。
 (3) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
5. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
6. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
7. 不動産及び動産の減価償却累計額は、133百万円であります。
 当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。なお、この適用による当期損益への影響はありません。
8. その他資産に計上している自社使用のソフトウェアの減価償却の方法は、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
9. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、2,982百万円であります。
10. 繰延税金資産の評価性引当金は、625百万円であります。
11. 支配株主に対する金銭債権総額は299百万円、金銭債務総額は239百万円であります。
12. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)

(単位:百万円)

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,306
同上にかかる出再支払備金	817
差引(イ)	488
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	-
計 (イ)+(口)	488

V. 直近の2事業年度における財産の状況

(責任準備金) (単位:百万円)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	4,760
同上にかかる出再責任準備金	2,773
差引(イ)	1,987
その他の責任準備金(ロ)	1,096
計 (イ)+(ロ)	3,084

13. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書関係

1. 支配株主との取引による収益総額は2,674百万円、費用総額は3,712百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

収入保険料	7,696
支払再保険料	4,842
差引	2,853

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

支払保険金	2,371
回収再保険金	1,472
差引	899

4. 手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

支払諸手数料及び集金費	1,450
出再保険手数料	880
差引	570

5. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

預貯金利息	0
コールローン利息	0
有価証券利息・配当金	16
その他利息・配当金	0
計	16

6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1株あたりの当期純損失は、4,459円98銭であります。算定上の基礎である当期純損失は、312百万円で、その金額が普通株主に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は70千株であります。

1株あたりの当期純損失の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)を適用しております。

V. 直近の2事業年度における財産の状況

(4) 損失処理に関する書面

(単位:百万円)

科目 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当期末処理損失	2,694	2,725	3,038
次期繰越損失	2,694	2,725	3,038

(注) 本職は、当社の財務諸表は適正であり、財務諸表作成に係る内部監査は有効であることをここに確認いたします。
代表取締役社長 ヨアヒム・ヴェスリング

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当事項はありません。

(2) 延滞債権

該当事項はありません。

(3) 3ヶ月以上延滞債権

該当事項はありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当事項はありません。

(5) リスク管理債権の合計額

該当事項はありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません。

(2) 危険債権

該当事項はありません。

(3) 要管理債権

該当事項はありません。

(4) 正常債権

該当事項はありません。

V. 直近の2事業年度における財産の状況

4. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額		1,786	1,659
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く。)		829	517
価格変動準備金		2	0
異常危険準備金		973	1,096
一般貸倒引当金		-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		19	44
土地の含み損益			
負債性資本調達手段等			
控除項目			
その他			
(2) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		514	532
一般保険リスク相当額 (R_1)		183	194
予定利率リスク相当額 (R_2)		-	-
資産運用リスク相当額 (R_3)		124	118
経営管理リスク相当額 (R_4)		17	18
巨大災害リスク相当額 (R_5)		274	286
ソルベンシー・マージン比率 $[(1) \div \{1/2 \times (2)\}] \times 100$		694.8	623.0

(注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期払戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険とは」

保険引受上の危険(注1)、予定利率上の危険(注2)、資産運用上の危険(注3)、経営管理上の危険(注4)、巨大災害に係る危険(注5)の総額をいいます。

- (注1) 保険引受上の危険: 保険事故の発生率が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- (注2) 予定利率上の危険: 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- (注3) 資産運用上の危険: 保有する有価証券等の資産の価値が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- (注4) 経営管理上の危険: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記(注1)から(注3)及び(注5)以外のもの
- (注5) 巨大災害に係る危険: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」とは

損害保険会社の資本・基金・諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金・社員配当準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額をいいます。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営上の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

V. 直近の2事業年度における財産の状況

5. 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度末		
		取得原価	貸借対照表価額	評価損益
公社債		1,123	1,125	2
株式		0	0	-
外国証券		976	932	44
その他の証券		143	152	9
合計		2,242	2,209	33

(単位:百万円)

区分	年度	平成17年度末		
		取得原価	貸借対照表価額	評価損益
公社債		1,212	1,193	19
株式		0	0	0
外国証券		800	788	11
その他の証券		143	223	80
合計		2,156	2,206	49

(注)1.「種類」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」および「社債」を指しています。

2.時価の無い有価証券については帳簿価額としています。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 金融先物取引

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国証券市場証券先物取引

該当事項はありません。

(7) 証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

- VI. 保険会社及びその子会社の概況・主要な業務
- VII. 保険会社及びその子会社等の主要な業務
- VIII. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

VI. 保険会社及びその子会社等の概況・主要な業務

VII. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

VIII. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

VI、VII、VIIIとも全て該当事項はありません。

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成した資料です。

保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表・損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

